

令和4年度特定健康診査情報提供事業にかかる委託契約書

須崎市ほか別紙1 委託元保険者一覧表に示す国民健康保険の保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人高知県医師会（以下「乙」という。）は、生活習慣病等予防の重要性に鑑み、特定健康診査の未受診者に係る診療情報の提供について、以下の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、特定健康診査対象者に係る診療情報の提供を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、甲の国民健康保険の被保険者であって生活習慣病等により乙の会員の医療機関（以下「医療機関」といい、別紙2の医療機関一覧表のとおり）で治療を受けているもの（特定健康診査の対象者に限り、特定健康診査の既受診者を除く）に係る次条に規定する特定健康診査結果の情報の提供とする。

2 業務は、医療機関で行うものとする。

（提供情報）

第3条 医療機関が甲に提供する診療情報は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年12月28日厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）に基づき、別紙3 特定健康診査情報提供書のとおりとする。

（対象者）

第4条 情報提供業務は、医療機関に甲の発行する被保険者証及び別紙3 特定健康診査情報提供書を提示した者を対象とし、当該医療機関において資格情報と、特定健康診査を受診する意思が無いことを確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第5条 この契約の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（診療情報の提供の実施）

第6条 医療機関は、別紙3「特定健康診査情報提供書」により、甲の委託を受けて事務を代行する高知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に対し第8条第1項及び第2項の規定に従い送付を行うものとする。

2 医療機関が前項に規定する診療情報を提供するに当たり、当該患者に対し事前にその旨を説明したうえで、同書面による同意を得るものとする。

（委託料）

第7条 前条による診療情報（同条第2項に規定する同意書を含む。以下同じ）の提供に係る委託料は、情報提供1件当たり2,500円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(委託料の請求及び支払等)

第8条 医療機関は、第6条による診療情報の提供とあわせて前条の委託料の請求を国保連合会に対して行うものとする。

- 2 前項の提供及び請求は、実施後その都度送信するか、月単位をもってとりまとめ実施月の翌月5日までに行うものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 甲は国保連合会を通じて診療情報の提供及び委託料の請求があったときは、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求を受理した月の翌月28日（受理した日が6日から月末までのものは翌々月の28日）までを基本として、国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。
- 4 甲の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者に返戻を行うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 医療機関は、当該業務を実施するに当たっては、記録の漏えいを防止し、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙4個人情報取扱注意事項や各市町村において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項等を遵守するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
- (5) 反社会的勢力がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 反社会的勢力をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用しないこと。
- (7) 反社会的勢力がその経営または運営に実質的に関与しないこと。
- (8) いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、または便宜を供与する等直接的または積極的に反社会的勢力の維持または運営に協力し、または関与しないこと。
- (9) 業務に関し、反社会的勢力が経営または運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用しないこと。

(10) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、または第三者に損害を加えることを目的として、反社会的勢力を利用しないこと。

(11) その役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(反社会的勢力からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第12条 甲または乙は、この契約に係る事務または事業の遂行に当たって反社会的勢力による不当若しくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる行為（以下この条において「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

委託者（甲）

須崎市ほか34保険者

契約代表者

須崎市

高知県須崎市山手町1-7

市長 楠瀬耕作

受託者（乙）

一般社団法人高知県医師会

高知県高知市丸ノ内1-7-45

会長 岡林弘毅